

若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例による

固定資産税課税免除申請の手引き

I 固定資産税の課税免除

- (1) 若狭町過疎地域（三方地域全域）における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除
- 若狭町では、過疎地域の持続的発展を目的に、対象地域において製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備を取得等した場合は、固定資産税の課税免除の適用を受けることができます。
- 当該課税免除の適用を希望される事業者の方は、本手引きP4以降の「提出書類一覧」をご覧ください。以下の日までに税務住民課まで申請をいただきますようお願いいたします。

申請〆切 令和6年3月31日※

- ※〆切後は申請を受け付けることが出来ませんので、ご注意ください。ただし、国の法改正などにより期限が延長される場合があります。
- ※申請書類等が整い次第、速やかに本市へご申請ください。取得等してから1年以上経過している固定資産に係る申請については、課税免除出来ない場合がございますので、税務住民課までご相談ください。
- ※申請は課税免除を受ける期間、毎年行っていただく必要があります。
- (例) 令和5～7年度の3か年課税免除を受ける場合は、計3回申請いただくことになります。

<参考法令等>

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）
- 若狭町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年若狭町条例第14号）

(2) 要件

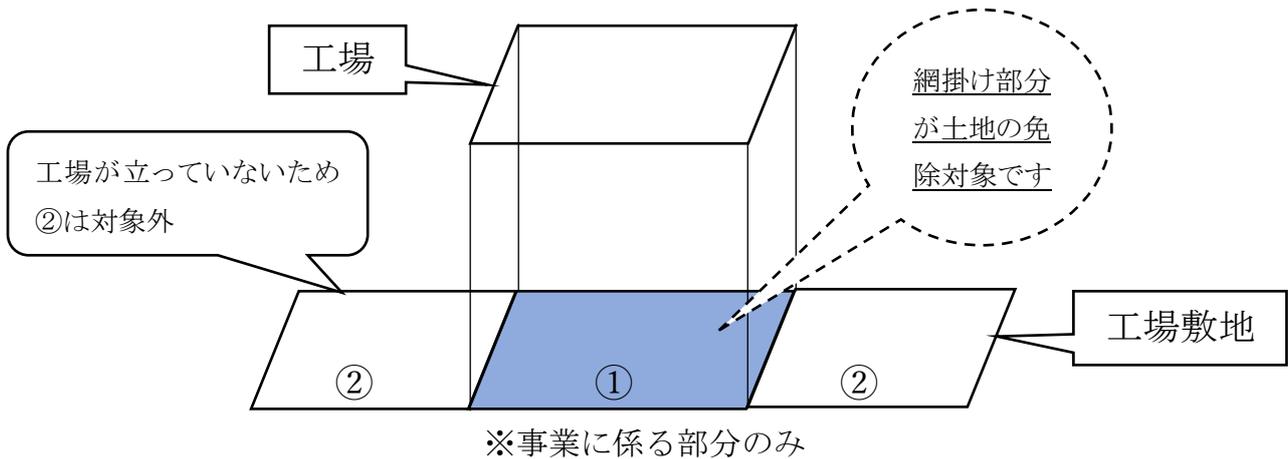
対象地域	三方地域全域（みそみ地区、三方地区、西田地区）
課税免除対象者	<u>青色申告をしている法人又は個人であって、上記対象地域に以下の各要件を満たす資産を取得等※をした者</u> ※【取得等】とは 取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含みます。 ただし、資本金額が5,000万円超の法人については、新設、増設※したもののみが対象となります。 ※【新設、増設】とは ●新設 製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を町内に有しない者が、対象地域に生産設備等を設置する場合があります。 ●増設 製造業などの対象業種における事業の用に供する施設や生産設備等を既に町内に有する者が、他の当該施設や生産設備等を対象地域に設置する場合があります。

対象業種	<p><u>製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業※、情報サービス業等※</u></p> <p>※【農林水産物等販売業】とは 対象地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を言います。 （例）観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストラン など</p> <p>※【情報サービス業等】とは ①情報サービス業②有線放送業③インターネット附随サービス業④「商品、権利、役務」に関する「説明や相談、商品や権利」の「売買契約、役務」を有償で提供する契約についての「申込み、申込みの受付、締結、これらの契約の申込み、締結の勧誘」の業務⑤新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務を言います。</p>																													
対象資産	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="4">対象資産</th> </tr> <tr> <th>土地</th> <th colspan="2">家屋</th> <th>償却資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">業種区分</td> <td style="text-align: center;">製造業</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">建物の敷地である土地</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">事業に係る建物及びその付属設備</td> <td style="text-align: center;">工場用の建物など</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">機械及び装置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旅館業</td> <td style="text-align: center;">ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報サービス業</td> <td style="text-align: center;">作業所など</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産物等販売業</td> <td style="text-align: center;">無人販売書、売店など</td> </tr> </tbody> </table>							対象資産				土地	家屋		償却資産	業種区分	製造業	建物の敷地である土地	事業に係る建物及びその付属設備	工場用の建物など	機械及び装置	旅館業	ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物など	情報サービス業	作業所など	農林水産物等販売業	無人販売書、売店など			
		対象資産																												
		土地	家屋		償却資産																									
業種区分	製造業	建物の敷地である土地	事業に係る建物及びその付属設備	工場用の建物など	機械及び装置																									
	旅館業			ホテル用、旅館用、簡易宿泊用の建物など																										
	情報サービス業			作業所など																										
	農林水産物等販売業			無人販売書、売店など																										
設備投資規模	<p><u>家屋・償却資産の取得価額の合計額が以下の表区分の額以上のもの</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th rowspan="3">個人</th> <th colspan="3">法人</th> </tr> <tr> <th colspan="3">資本金規模</th> </tr> <tr> <th>～5千万円</th> <th>5千万円超～1億円</th> <th>1億円超～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">業種区分</td> <td style="text-align: center;">製造業</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">500万円</td> <td style="text-align: center;">500万円</td> <td style="text-align: center;">1,000万円</td> <td style="text-align: center;">2,000万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旅館業</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">500万円</td> <td colspan="3" rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">情報サービス業等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産物等販売業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※土地は課税免除の対象資産となりますが、この取得価額の判定には含めません。</p>							個人	法人			資本金規模			～5千万円	5千万円超～1億円	1億円超～	業種区分	製造業	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円	旅館業	500万円				情報サービス業等	農林水産物等販売業
		個人	法人																											
			資本金規模																											
			～5千万円	5千万円超～1億円	1億円超～																									
業種区分	製造業	500万円	500万円	1,000万円	2,000万円																									
	旅館業		500万円																											
	情報サービス業等																													
	農林水産物等販売業																													
適用条件	<p>土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除対象となる建物の建設着手があった場合に限りです。</p> <p>土地取得日＝所有権移転した日（登記の受付日）</p> <p>建設着手日＝工事着工日（工事請負契約や建築確認申請済証で確認できる日）</p>																													
課税免除の内容	<p>対象資産に係る固定資産税を3年間課税免除します（減免率100%）</p>																													

Ⅱ 課税免除の対象となる固定資産

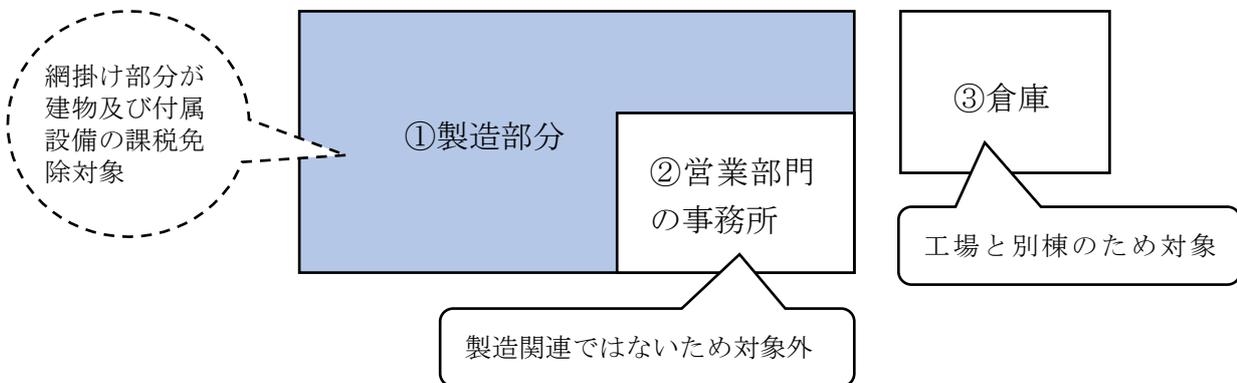
(1) 土地

- 1 取得の日の翌日から起算して1年以内に免除対象となる建物の建設の着手があったものです。
- 2 (2)に掲げる課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分となります。
- 3 以下のような場合①が免除対象、②は免除対象外となります。



(2) 建物及びその付属設備

- 1 事業の用に供されている部分に限ります。
- 2 以下のような場合①が免除対象、②及び③は免除対象外となります。



(3) 償却資産

- 1 事業の用に供されている「機械及び装置」に限ります。
- 2 更新のために工業生産設備の取得等した場合で、その取得等により生産能力が従前に比して相当程度（おおむね30%）以上増加したときにおける当該工業生産設備のうち、その生産能力が増加した部分に係るもののみ対象となります。